

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石丸ハツミ 外383名

被 告 国

被告第5準備書面

平成27年9月4日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 代

被告指定代理人 齊 藤 千 春 代

熊 谷 直 哉 代

榎 本 良 一 代

齊 藤 雅 彦 代

與那城 義 史 代

岩 元 宗 平 代

中 島 武 彦 中

佐 藤 ちあき 佐藤

古 賀 正 樹 

竹	本	亮	
武	田	龍夫	
泉		雄大	
内	山	則之	
三	田	裕信	
松	原	崇弘	
村	川	正德	
中	川	幸成	
木	村	真一	
谷	川	泰淳	
山	形	浩史	
中	桐	裕子	
澤	田	智宏	
片	野	孝幸	
大	塚	恭弘	
森	田	深	
齋	藤	哲也	
野	田	智輝	
佐	藤	雄一	
鈴	木	健之	

第1 はじめに	5
1 原告適格について	5
(1) 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとする I C R P 効告は、原告適格の判断基準とはならないこと	5
(2) 放射性物質拡散シミュレーションは、本件義務付けの訴えの原告適格を論ずる上で参考とならないこと	5
(3) 近藤駿介氏が作成した資料（甲第28号証）は、本件義務付けの訴えの原告適格を論ずる上で参考とならないこと	6
2 主張立証責任について	6
第2 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとする I C R P 効告は、原告適格の判断基準とはならないこと	7
1 放射線被ばくに関する基礎知識	7
(1) 放射線の種類とその性質	7
(2) 放射線の量を表す単位	8
(3) 自然放射線と人工放射線	10
2 I C R P の放射線防護の考え方	11
3 I C R P が公衆の被ばくの実効線量を年間1ミリシーベルトとした根拠	15
(1) 放射線防護の基本原則	15
(2) 計画被ばく状況（平常時）における線量限度	17
(3) 緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における線量の参考レベル	19
4 年間1ミリシーベルトの被ばくをもって原告適格を基礎づけることはできないこと	19
第3 本件シミュレーションは、原告適格を論ずる上で参考とならないこと	22
1 本件シミュレーションの作成趣旨・目的等	22
(1) 福島第一発電所事故を踏まえた原子力防災に関する見直しの動き	22
(2) 本件シミュレーションの作成趣旨、目的、概要及び限界	25

ア 本件シミュレーションの作成趣旨及び目的	25
イ 本件シミュレーションの概要	26
ウ 本件シミュレーションの限界	28
2 本件シミュレーションは、原告適格を論ずる上で参考とならないこと	30
(1) 本件シミュレーションの趣旨・目的からの不相当性	30
(2) 本件シミュレーションの内容からの不相当性	31
(3) まとめ	32
第4 本件資料は、原告適格を論ずる上で参考とならないこと	32
1 本件資料の作成経緯・目的	32
2 本件資料の概要	33
3 本件資料は、原告適格を論ずる上で参考とならないこと	35
(1) もんじゅ最高裁判決が指摘する「重大な原子炉事故」の意義について	35
(2) 本件原子炉に起こり得る「重大な原子炉事故」を考えるに当たり、本件資料が仮定している事象を参考にすべきではないこと	37
(3) まとめ	39
第5 本件義務付けの訴えの本案要件及び本案前要件については、原告らが主張立証責任を負うこと	40
1 本件義務付けの訴えの本案要件については、被告行政庁に主張立証の必要があるとした伊方最高裁判決の射程は及ばないこと	40
2 本件義務付け訴訟の本案前要件である行訴法37条の2第1項の「重大な損害が生ずるおそれ」については、原告らが主張立証責任を負うこと	43
第6 結語	44

被告は、本準備書面において、原告らの平成26年9月10日付け準備書面(1)(以下「原告ら準備書面(1)」という。)及び同年12月26日付け準備書面(2)(以下「原告ら準備書面(2)」という。)に対して必要な範囲で反論する。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 はじめに

本準備書面における被告の主張の概要は、後記1及び2のとおりである。

1 原告適格について

(1) 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとするICRP勧告は、原告適格の判断基準とはならないこと

原告らは、原告ら準備書面(2)第1の1(2ページ)において、原告適格に関してICRP(国際放射線防護委員会)(以下「ICRP」という。)の1990年勧告(乙第13号証。以下「1990年勧告」という。)が提示した公衆の被ばくに関する実効線量限度(年間1ミリシーベルト)を前提として、全ての原告らが年間1ミリシーベルトを超える被ばくを受けるおそれがあることから、全ての原告らに原告適格が認められる旨主張する。

しかしながら、原告らの上記主張は、ICRPが示す公衆の被ばくに関する実効線量の限度を年間1ミリシーベルトと提示した意味を正しく理解していない。もんじゅ最高裁判決は、原告適格を有する者の範囲について、原子炉の事故がもたらす災害により「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定される範囲の住民と判示しているところ(被告第1準備書面第1の3・10ページ)、原告らが年間1ミリシーベルトを超える放射線量を被ばくしたとしても、それだけでは「生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定されるとはいはず、原告適格は認められない(後記第2)。

(2) 放射性物質拡散シュミレーションは、本件義務付けの訴えの原告適格を論

する上で参考とならないこと

原告らは、原告ら準備書面(2)第1の2(2ないし7ページ)において、全ての原告らに原告適格が認められる根拠として、原子力規制委員会が平成24年10月24日付けで公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション(以下「本件シミュレーション」という。)に関する試算結果を挙げる。

しかしながら、本件シミュレーションが作成された趣旨、目的及び内容からすれば、本件シミュレーションは、本件義務付けの訴えの原告適格を論ずる上で参考とならない(後記第3)。

(3) 近藤駿介氏が作成した資料(甲第28号証)は、本件義務付けの訴えの原告適格を論ずる上で参考とならないこと

原告らは、原告ら準備書面(1)2(2)(4, 5ページ)において、前原子力委員会委員長の近藤駿介氏(以下「近藤委員長」という。)が作成した資料(甲第28号証。以下「本件資料」という。)を根拠に、本件各原子炉から半径250キロメートル以遠に居住する原告らにも原告適格が認められると主張するようである。

しかしながら、本件資料は、政府の危機管理の在り方として、相当想定をしにくい最悪の事態をあえて想定した上で、万全の対策を講ずることなどを目的に作成されたもので、そこで想定された連鎖的事象や放射線による被害の状況が本件各原子炉で発生することはおよそ考え難い。本件資料が作成された趣旨、目的及び内容からすれば、本件資料は、本件義務付けの訴えの原告適格を論ずる上で参考とならない(後記第4)。

2 主張立証責任について

原告らは、最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ(以下「伊方最高裁判決」という。)の規範に基づき、本件義務付けの訴えの本案要件及び本案前要件である「重大な損害を生ずるおそれ」

(行訴法37条の2第1項)の不存在について、被告が主張立証責任を負う旨主張する(原告ら準備書面(1)1・2ないし4ページ、原告ら準備書面(2)第2・7ないし9ページ)。

しかしながら、義務付け訴訟の本案要件については伊方最高裁判決の射程が及ばず、また、本案前要件である「重大な損害が生ずるおそれ」(行訴法37条の2第1項)については、伊方最高裁判決は何ら判示していないのであるから、いずれの要件についても原告らが主張立証責任を負う(後記第5)。

以下、詳論する。

第2 公衆の被ばくに関する実効線量を年間1ミリシーベルトとするICRP勧告は、原告適格の判断基準とはならないこと

1 放射線被ばくに関する基礎知識

ICRP勧告が公衆の被ばくの実効線量を年間1ミリシーベルトと提示した根拠について論ずる前に、放射線に関する基礎的な知識について説明する。

(1) 放射線の種類とその性質

ア 原子核の崩壊や核分裂反応のときに放出される粒子や電磁波のことを放射線という。放射線を発生する能力のことを「放射能」といい、放射性物質とは、かかる放射能を有する物質のことをいう。ただし、放射性物質を指して「放射能」という用語を用いることもある。

放射線には、以下のとおり、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、中性子線等がある(乙第14号証・63ページ)。

アルファ線は、陽子2個と中性子2個とが結びついた「アルファ粒子」の流れであってプラスの電気を帯びている。

ベータ線は、原子核から高速で飛び出す電子の流れであって、通常はマイナスの電気を帯びている。

ガンマ線は、原子核からアルファ粒子やベータ粒子が飛び出した直後等に、

余ったエネルギーが電磁波（光子）の形で放出されるもので、光子の流れである。ガンマ線は、電気を帯びていない。

エックス線は、原子核外の励起した軌道電子から放出される電磁波である。

エックス線は、電気を帯びていない。

中性子線は、核分裂等に伴い放出される中性子の流れであって、電気的に中性である。

イ 上記のように、放射線には複数の種類があるところ、以下のとおり、物質をすり抜ける力を意味する「透過力」に差がある（乙第14号証・63、64ページ）。

アルファ線は、物質の中を通る際の電離作用（アルファ線が、その周囲にある数多くの原子の電子をはじき出す作用）によって周囲の原子にエネルギーを与えるなどして急速にエネルギーを失うため、透過力は極めて小さく、空气中でも数センチメートルしか進むことができない。そのため、紙によって遮ることができる。

ベータ線は、アルファ線に比べると透過力はかなり大きいが、空气中でも数十センチメートルないし数メートル程度しか透過できない。そのため、数ミリメートルないし1センチメートル程度の厚さのアルミニウムやプラスチックの板で遮ることができる。

ガンマ線やエックス線は、物質の中を通る際に、物質の電子と作用して吸収されたり散乱させられたりするものの、アルファ線やベータ線と異なり電気を帯びていないため、強い透過力がある。ただし、鉛や厚い鉄の板によって遮ることができる。

中性子線には更に強い透過力がある。しかし、物質の中の原子核と衝突してその原子核をはじき飛ばしたり、原子核の中に吸収されたことにより減衰するため、水やコンクリートによって遮ることができる。

(2) 放射線の量を表す単位

放射線に関する単位としては、以下のとおり、ベクレル (B q), グレイ (G y), シーベルト (S v) 等がある（乙第14号証・64ページ）。

ベクレルは、放射能の強さを表す単位であり、1秒間に1個の原子核が崩壊することを1ベクレルと数える。かつては、キュリー (C i) という単位が用いられた。なお、 $1\text{キュリー} = 3.7 \times 10^{10}\text{ベクレル}$ (370億ベクレル) である。

グレイは、放射線のエネルギーがどれだけ物質（人体含む）に吸収されたかを表す単位（吸収線量の単位）であり、物質1キログラム当たり1ジュール (J) のエネルギー吸収があったときの線量を1グレイとする（1ジュールは0.24カロリー (cal) である）。かつては、ラド (rad) という単位が用いられた。なお、 $1\text{ラド} = 0.01\text{グレイ}$ である。

シーベルトは、放射線の生物学的影響を示す単位（実効線量¹や等価線量の単位）である。1グレイのガンマ線によって人体の組織に生じるのと同じ生物学的影響を組織に与える放射線の量を1シーベルト（=1000ミリシーベルト）とする。人体が放射線によって受ける影響は、放射線の種類によつて異なるため、ガンマ線を基準にしている。かつては、レム（rem）という単位が用いられた。なお、1レム=0.01シーベルトである。

(3) 自然放射線と人工放射線

自然界には、宇宙線と呼ばれる宇宙からの放射線、地殻を構成している花崗岩、石灰岩、粘土等の中に含まれる放射性物質から放出される放射線、人間が摂取する飲食物等の中に含まれる放射性物質から放出される放射線等が存在し、人類はこれら自然界からの放射線を絶えず被ばく（放射線を受ける

1 実効線量とは、身体の全ての組織・臓器の加重された等価線量の和である。放射線防護に当たっては、基本的な線量計測量を吸収線量で表すが、吸収線量とは、一つの組織・臓器の単位質量当たりに吸収されるエネルギーを意味する。等価線量とは、吸収線量を、一つの組織・臓器の全体にわたり平均し（吸収線量は、本来的にはある一点で考慮されるが、ここでは一つの組織・臓器の全体にわたる平均値を考える。）、放射線の種類とエネルギーを考慮して加重したものいい、この加重は、放射線の種類とエネルギー量に応じて定められた放射線加重係数によりなされる。また、放射線の照射による影響は、組織・臓器ごとに異なることから、全身が均等に照射されたことにより生ずる損害の総計に対して個々の組織・臓器が相対的に寄与する度合いを考慮する必要があり、このための係数として各組織・臓器ごとに組織加重係数が定められている。このように、組織・臓器ごとに放射線加重係数を考慮して算定した等価線量を、組織加重係数を考慮の上、合計した値が上記の実効線量を意味する。（ICRPの1990年勧告（乙第13号証）6ないし9ページ・(22)ないし(28)項（「荷重係数」を「加重係数」と変更することにつき同2007年勧告（乙第15号証、以下「2007年勧告」という。）iiページ）。

こと) し続いている (乙第14号証・64, 65ページ)。

自然放射線量は、地域等によってかなりの差がある。我が国の場合、宇宙線、大地からの放射線及び食物摂取から受ける放射線量 (ラドンなどの吸収によるものを除く。) の合計は、一人当たり全国平均で年間1.48 (約1.5) ミリシーベルトである (同号証・65ページ)。世界の場合、例えばブラジルのガラパリのように高い放射線量を記録している地域もある (ガラパリでは、大地からの自然放射線量だけで年間約10ミリシーベルトである。)。なお、世界の人々が受けるすべての線源からの自然放射線の量は、平均で年間2.4ミリシーベルト程度とされており、その内訳は、宇宙から年間0.39ミリシーベルト、大地から年間0.48ミリシーベルト、空気中のラドンから年間1.26ミリシーベルト、飲食物等により体内に取り込まれる放射性物質から年間0.29ミリシーベルト等とされている (同号証・65ページ)。

また、人々が日常生活を営んでいく上において被ばくしている放射線には、上記の自然放射線以外にも、種々の人工放射線 (エックス線等) がある。例えば、全身をCTスキャンした場合、1回で6.9ミリシーベルト被ばくすることとなる (同号証・65ページ)。

2 I C R P の放射線防護の考え方

(1) 放射線防護とは、人や環境を放射線の有害な影響から防護し、放射線の人体に対する悪影響を防止又は制限しつつ放射線被ばくを伴う有益な活動を行うために行われるものである。放射線防護については、国際的権威を有する組織としてICRPが設立されているところ、これは、放射線防護の分野において国際的権威とされる放射線医学、保健物理学、遺伝学、生物学等の専門家によって構成された任意団体であり、被ばくの態様や放射線の性質等についての知見の積み重ねを踏まえて、勧告等を行っている。

その勧告は、各国で権威のあるものとして尊重されている²。

- (2) I C R P の放射線防護体系は、放射線被ばくから人の健康を防護することを目的とし、放射線による被ばくを管理、制御することで確定的影響の発生を防止し、確率的影響のリスクを減らすため、あらゆる合理的な手段を確実に執ることに放射線防護の目標を置いている（乙第15号証・7ページ・(29)）。
- (3) 放射線防護の分野においては、放射線被ばくによる有害な健康への影響は確定的影響と確率的影響とに分類できるとされている（乙第15号証・7ページ(28)）。

ア 確定的影響

確定的影響とは、「もし線量が十分に大きければ、組織の機能を損なうのに十分な細胞喪失を引き起こす、』放射線による細胞致死の結果から生じる健康影響である。」とされている（乙第16号証・9ページ）。ほとんどの臓器・組織は、相当な数の細胞が失われても影響を受けないが、失われた細胞の数が十分多いと、組織機能の喪失の結果として障害が発生し、こうした障害を引き起こす確率は低線量ではゼロであるが、

2 例えば、我が国の法令では、I C R P の1990年勧告を踏まえて、原子力施設敷地内の周辺監視区域の外側においては、一般公衆に対する放射線量の限度を実効線量で年間1ミリシーベルトとしている（原子炉等規制法、実用炉則2条2項6号、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」3条1号）。

あるレベルの線量（しきい値）³を超えるとその確率は急速に1（100%）にまで上昇するのであり、このような影響を確定的影響と呼んでいる（乙第13号証・5ページ(20)）。組織・臓器内のかなりの細胞が死んだり、正常に再生し機能することが妨げられたりすると、臓器機能の喪失が生じ、確定的影響が生じたという状態になる（同号証・15ページ(45)）。臓器ごとのしきい値は、睾丸、卵巢、水晶体、骨髄等の臓器ごとに具体的な線量が示されており、これらのしきい値は、いずれも100ミリシーベルトを超え、5000ミリシーベルトないし6000ミリシーベルトに達するものもある⁴（乙第15号証・124ページ「表A.3.1」）。

イ 確率的影響

確率的影響とは、「放射線被ばくによって引き起こされた細胞の修飾の結果として起こるかもしれない健康影響をいう。」とされている（乙

3 2007年勧告（乙第15号証）の124ページ「表A.3.1」には、1回の短時間被ばくで受けた総線量について、組織ごとのしきい値の推定値が示されている（単位は、吸収線量を示す Gy（グレイ）であり、以下では、実効線量を示す mSv（ミリシーベルト）へのおよその換算値を括弧内に掲記した。）。これによると、1回の短時間被ばくによる組織ごとのしきい値は、睾丸（一時的不妊 0.15 Gy（150 mSv））、永久不妊 3.5～6.0 Gy（3500 mSv～6000 mSv）、卵巢（不妊 2.5～6.0 Gy（2500 mSv～6000 mSv））、水晶体（検出可能な混濁 0.5～2.0 Gy（500 mSv～2000 mSv））、視力障害（白内障）5.0 Gy（5000 mSv）、骨髄（造血機能低下 0.5 Gy（500 mSv））などとされている。

4 確定的影響があるというのは、放射線被ばくにより組織・臓器内の細胞が傷つけられて臓器の機能等が損なわれることを意味し、確率的影響において問題となるような被ばくの影響により細胞が悪性状態となってがんが発生する場合とは異なる。

第16号証・9ページ)。1990年勧告は、放射線に起因するがんの発症の確率は、確定的影響のしきい値よりも十分低い線量であっても、線量によよそ比例して線量の増加分とともに上昇するとしている。すなわち、放射線被ばくで損傷した細胞が長い潜伏期を経て悪性状態となってその増殖が制御されなくなる(がんを意味する。)ことがあり、その確率は放射線の影響により損傷を受けた細胞の数によって左右されるとしている。また、遺伝的情報を持った細胞に損傷が発生すると、遺伝的影響が生じる場合もあるとしている(乙第13号証・6ページ(21), 15ページ(45), 19ページ(62))。

確率的影響については、確定的影響におけるようなしきい値は想定されておらず、また、「放射線被ばく者においては、がん(およびいくつかの臓器の良性腫瘍)以外の確率的影響は放射線によって誘発されないと思われる。」とされている(同号証・20ページ(62))。

平成23年12月22日付け「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(乙第17号証)は、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」としている(同号証・4ページ)。

もっとも、ICRPは、実用的な放射線防護体系を勧告する目的から、「約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定」(LNTモデルといわれる仮説である。)を提示している(乙第15号証・17ページ(65))。ただし、ICRPは、「L

N T モデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく。(中略) 低線量における健康影響が不確実であることから、委員会は、公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしれないがん又は遺伝性疾患について仮想的な症例数を計算することは適切ではないと判断する。」としていること(同号証・17ページ(66))に留意する必要がある。すなわち、上記の L N T モデルの仮説は、「科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている」のである(乙第17号証・8ページ)。

3 I C R P が公衆の被ばくの実効線量を年間 1 ミリシーベルトとした根拠

(1) 放射線防護の基本原則

I C R Pは、被ばく状況⁵に応じた放射線防護の基本となる3つの原則を定めている（乙第15号証・50ページ(203)）。

まず、線源との関連で、全ての被ばく状況に適用される防護の最適化⁶の原則（A L A R Aの原則）がある。これは、「被ばくする可能性、被ばくす

5 2007年勧告は、想定する被ばくの状況として次の3つの被ばく状況を設定している（乙第15号証(xvii)ページ(n)項）。

(ア) 計画被ばく状況

放射線源の計画的な導入・操業に伴う状況（日常的状況）をいう。被ばくが生じる前に、放射線防護を前もって計画できる、いわゆる平常時の状況である（乙第15号証・G 4ページ、63ページ(253)）。

(イ) 緊急時被ばく状況

計画的状況における操業中又は悪意ある行動により発生するかもしれない、至急の注意を要する予期せぬ被ばく状況をいう。具体的には、原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避若しくは低減するために緊急活動を必要とする状況である（乙第17号証・10ページの注19）。

(ウ) 現存被ばく状況

管理に関する決定をしなければならない時点で既に存在する被ばく状況をいう。具体的には、緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならない時に、既に存在している被ばく状況である（乙第17号証・11ページの注20）。

6 このほか、正当化の原則がある。正当化の原則は、「放射線被ばくの状況を変化させるいかなる決定も、害より便益を大きくすべきである」とするもので、新たな放射線源を導入する場合には、現存被ばくを減じる、あるいは潜在的被ばくのリスクを減じることによって、それがもたらす損害を相殺するのに十分な個人的あるいは社会的便益を達成すべきとする考え方である（乙第15号証・50ページ(203)）。

る人の数及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、社会的・経済的因素を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く（As Low As Reasonably Achievable；ALARA の原則）保たれるべき」であり、「防護のレベルは一般的な事情の下において最善であるべきであり、害を上回る便益の幅を最大にすべきである」との考え方を示すものである（乙第17号証・10ページの注18、乙第15号証・50ページ(203)、52ページ(212)）。

次に、個人との関連で、個人の計画被ばく状況に適用される線量限度の適用の原則がある。これは、患者の医療被ばくを除く計画被ばく状況（平常時）においては、「規制された線源からのいかなる個人への総線量も、ICRPが勧告する適切な限度を超えるべきではない」とする考え方である（乙第15号証・50ページ(203)）。

（2）計画被ばく状況（平常時）における線量限度

線量限度⁷とは、個人が受ける、超えてはならない実効線量又は等価線量の値をいい（乙第15号証・G9ページ），計画被ばく状況（平常時）のみに適用される（乙第15号証・59ページ(243)）。

7 ICRPは、被ばく状況のタイプと被ばくのカテゴリー（脚注5を参照）との関連で、いろいろなタイプの線量制限（線量限度、線量拘束値、参考レベル）を定めている（乙第15号証・55ページ(229)、表4）。

計画被ばく状況（平常時）における公衆被ばく⁸については、線量限度の適用の原則により、実効線量の限度が1年につき1ミリシーベルトと提示されている。ただし、ある特別な事情においては、定められた5年間にわたる平均が年1ミリシーベルトを超えないという条件の下で、年間の実効線量としてより高い値も許容される（乙第15号証・60ページ(245)，表6）。

このように、ICRPは、公衆被ばくに関する実効線量の限度を年間1ミリシーベルトと提示しているが、これは、放射線による発がんリスク等の健康影響に関する科学的知見を基礎としつつも、不必要的放射線への被ばくを避けるために、非常に変動しやすいラドンによる被ばくを除いた自然放射線源からの年実効線量が約1ミリシーベルトであることを考慮して（甲第30号証及び乙第13号証・55ページ(191)），飽くまで「社会的・経済的因素を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」（ALARAの原則）被ばく線量を制限することを求めていることに基づく数値である（乙第18号証，

8 公衆被ばくは被ばくのカテゴリーの一つであり、他に職業被ばく（仕事中に、主として仕事の結果起こる被ばく。乙第13号証・33ページ(109)）と医療被ばく（主に診断または治療の一部として患者が受ける被ばく。同号証(109)）がある。公衆被ばくは、職業被ばく又は医療被ばく、及び通常の局地的な自然バックグラウンド放射線（宇宙線や自然環境における放射線、あるいは測定対象としているもの以外の放射線）のいずれをも除いた、放射線源から公衆構成員が被る被ばくをいう（乙第15号証・G5ページ）。端的には、職業被ばく及び医療被ばく以外の全ての被ばくを包含する（乙第13号証・43ページ(140)）。職業被ばくの線量限度については、実効線量ベースで、定められた5年間の平均として年間20ミリシーベルトとされる。ただし、どの1年においても実効線量は50ミリシーベルトを超えるべきではない（乙第15号証・60ページ・表6）。

乙第19号証)。

なお、計画被ばく状況（平常時）における公衆被ばくの実効線量限度を年間1ミリシーベルトとすることは、1990年勧告（甲第30号証、乙第13号証）、2007年勧告とも同じである（乙第15号証・60ページ(245), 74ページ(300), 75ページ・表8）。

(3) 緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における線量の参考レベル⁹

I C R Pは、事故時等の緊急時被ばく状況において公衆を防護するための最大残存線量の参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値を20ミリシーベルトから100ミリシーベルトという数値を提示している（乙第15号証・69ページ(278)）。また、現存被ばく状況の参考レベルは、予測線量1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲に通常設定すべきであるとする（同号証・71ページ(287)）。

なお、I C R Pは、福島第一発電所事故後の平成23年3月21日に、2007年勧告の考え方がそのまま福島第一発電所事故後の状況に適用されることを明らかにした。したがって、I C R Pがこれまで勧告してきた参考レベルは、福島第一発電所事故における緊急被ばく状況や現存被ばく状況下の放射線からの被ばくを防護するために用いることができる（乙第20号証）。

4 年間1ミリシーベルトの被ばくをもって原告適格を基礎づけることはでき

9 参考レベルは、緊急時又は現存の制御可能な被ばく状況において、これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断される線量又はリスクのレベルをいう（乙第15号証・57ページ(234)）。参考レベルも、ALARAの原則とともに用いられる（同号証・54, 55ページ(225)）。

なお、参考レベルは、「安全」と「危険」の境界を表したり、個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものではない（同号証・55ページ(228)）。

ないこと

(1) I C R P は、放射線による健康影響に関する科学的知見を踏まえつつ、計画被ばく状況（平常時）においては、ALARA の原則や線量限度の適用の原則等の基本原則に基づいて、いかなる線量でもリスクは存在するという予防的な仮定の下、人体にとってより安全側に立って、一般公衆の被ばく線量限度を 1 年間当たり 1 ミリシーベルトと提示している。また、I C R P は、福島第一発電所事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては、参考レベルは残存線量 20 ミリシーベルトから 100 ミリシーベルトの範囲にあるものとし、この範囲以下になるように放射線防護戦略を定めることとしている。すなわち、緊急時被ばく状況においては計画被ばく状況（平常時）の線量限度 1 ミリシーベルトを用いないで、20 ミリシーベルト以上の参考レベルを放射線防護の判断基準としている。

(2) I C R P によれば、実効線量が 100 ミリシーベルトを超過すると、放射線の人体の細胞等への影響によりがんなどが発生する可能性が高くなるとされている（乙第 15 号証・57 ページ(236)）が、確定的影響と確率的影響について説明したとおり（前記第 2 の 2 (3) (12 ページ以下)），年間 100 ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない。

また、長期被ばく¹⁰により積算線量¹¹で 100 ミリシーベルトを上回った場合であっても、直ちにがん発症のリスクが高まるともいえない。例えば、前記第 2 の 1 (3) (10 ページ以下) で述べたとおり、日本国内では、自然放射線のレベルが年平均 1.5 ミリシーベルトであり、生涯を 80 年

10 長期被ばくとは、公衆が偶発的に、また、持続的に受ける長期間にわたる被ばくをいう（乙第 16 号証・1 ページ(1)）。

11 積算線量とは、実効線量の累積値をいう。

とすれば自然放射線を 120 ミリシーベルト被ばくすることになるが、地域によっては、年間で 0.3 ~ 0.4 ミリシーベルトの差があり、生涯に 30 ミリシーベルト程度の被ばくする積算線量の差が生じる場合もある（乙第 21 号証・23, 24 ページ）。また、世界の高自然放射線地域の一つであるインドのケララ地方住民の疫学調査では、蓄積線量が 500 ミリシーベルトを超える集団であっても、発がんリスクの増加は認められないとされており（乙第 17 号証・4 ページ），この点については、上記論文（乙第 21 号証）においても、インドのケララ州は、高いところでは年間 16 ミリシーベルトの被ばく線量となるが、住民のがん死亡の過剰相対リスクは積算線量が 600 ミリシーベルトでも増加していないとされ、このデータは、がん登録がしっかりしており、比較的信頼できるものであると指摘されている（同号証・25 ページ）。また、年間 20 ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いとされる（乙第 17 号証・9, 10 ページ）。

(3) 以上より、ICRP が公衆の被ばくに関する実効線量の限度を年間 1 ミリシーベルトと提示しているのは、放射線による発がんリスク等の健康影響に関する科学的知見、ラドンによる被ばくを除いた自然放射線源からの年実効線量が約 1 ミリシーベルトであることを考慮して、「社会的・経済的因素を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」被ばく線量を制限することを要求する趣旨であるところ、原告らの主張は、同趣旨を正解しないものであり、本件各原子炉の事故等がもたらす災害により、原告らが年間 1 ミリシーベルトを超える放射線量を被ばくしたとしても、それだけではもんじゅ最高裁判決にいう「その生命、身体等に直接かつ重大な被害を受ける」ことが想定される範囲の住民に該当しない。

したがって、原告らが、年間 1 ミリシーベルトを超える被ばくを受ける

可能性がある地域に居住しているとしても、本件義務付けの訴えの原告適格は認められない。

第3 本件シミュレーションは、原告適格を論ずる上で参考とならないこと

1 本件シミュレーションの作成趣旨・目的等

(1) 福島第一発電所事故を踏まえた原子力防災に関する見直しの動き

ア 中央防災会議は、平成24年9月、福島第一発電所事故を踏まえ、災害対策基本法2条1号及び同法施行令1条、34条、35条、40条、原子力災害対策特別措置法6条の2、28条等の規定に基づく都道府県地域防災計画に係る原子力防災に関する見直しを行い、防災基本計画を修正した（以下「平成24年防災基本計画」という。乙第22号証）。

平成24年防災基本計画においては、原子力災害防止対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとされ（同号証・381ページ参照），それを受け、原子力規制委員会は、同法6条の2に基づき、原子力災害対策指針（乙第23号証・1ページ「前文」）を策定した。

都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、都道府県地域防災計画を作成することとなるが、福島第一発電所事故を踏まえた都道府県地域防災計画は、平成24年防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて作成されることになる。

原子力災害対策指針によれば、原子力災害が発生した場合において、原子力施設から放射性物質又は放射線が異常に放出されることによる周辺環境への影響の大きさ及び影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるところ、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、「あ

らかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている（乙第23号証・第2(3)①・39ページ）。

この原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、例えば、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等が挙げられる。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じ、施設に近い区域から重点を置いて対策を講じておく必要があるとされている（同号証同ページ）。

イ 都道府県は、原子力防災に関する見直しにおいて、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画等の改定が行われたことに伴い、地域防災計画を速やかに作成、見直す必要があったところ、これら関連法及び計画等の改定状況を踏まえた地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルが、平成24年12月、内閣府大臣官房原子力災害対策室及び消防庁特殊災害室において取りまとめられた（乙第24号証）。

同マニュアルでは、福島第一発電所事故を踏まえた原子力災害対策の基本的な考え方としては、①過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処、②原子力事故の初期段階における即応体制の確保、③周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処、④被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処、⑤災害時要援護者への十分な配慮等を重点的に見直す必要があるとされた。

そして、地域防災計画において見直し等を要する事項として、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲について、原子力防災対策指針に基づく

原子力災害対策重点区域を参照し、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）と緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）とが設けられた（乙第23号証・40ページ）。

ここで、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、深層防護¹²を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル（E A L）¹³に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質が環境へ放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（原子炉施設から概ね半径5キロメートルを目安とする）のことを指す。この目安については、主として参考する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要があるとされている（同号証同ペ

12 多重防護ともいう。原子炉施設においては、防護策を何段階にも講じるという多重防護の考え方方に立脚して、放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することを阻止し、公衆の安全を確保するため、①異常の発生を未然に防止することを基本として「異常状態発生防止対策」を、また、②異常が発生した場合に、これが拡大したり、放射性物質が環境へ異常に放出するおそれのある事態にまで発展したりすることを未然に防止するための「異常状態拡大防止対策」を、さらに、③仮に放射性物質が環境へ異常に放出するおそれのある事態を想定した場合においてもなお、放射性物質の環境への異常な放出という結果が防止されるように「放射性物質異常放出防止対策」を、それぞれ講じるという多重的な安全確保対策（防護策）を講じている。

13 急速に進展する事故の可能性、事故の不確実性、国際原子力機関（I A E A）等の国際的な考え方を踏まえ、放射性物質が外部に放出するに先立つ防護措置の実施に当たり、原子炉施設の各機能の状態等をもって緊急事態を区分し、同区分に見合った適切な防護措置を講じることとする際の判断基準となるもの。

ージ)。また、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、上記の緊急時活動レベル（E A L）及び空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル（O I L）¹⁴に基づき、緊急時防護措置を準備する区域（原子炉施設から概ね30キロメートルを目安とする）である。この区域においては、速やかな屋内退避、環境モニタリングの実施及びモニタリング結果に基づいて放出後数時間以内に緊急時防護措置を実施するための準備を行うこととされている。この目安についても、主として参考すべき事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要があるとされている（同号証同ページ）。

なお、都道府県防災会議が地域防災計画を見直し、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）を設けるに当たっては、原子力規制委員会及び独立行政法人原子力安全基盤機構（当時。平成26年3月1日をもって原子力規制委員会原子力規制庁に統合。）において、広域的な避難に関するシミュレーション等の技術的支援を行うものとされている。

(2) 本件シミュレーションの作成趣旨、目的、概要及び限界

ア 本件シミュレーションの作成趣旨及び目的

本件シミュレーションは、上述した地域防災計画の見直しに当たり、都道府県防災会議が予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）を設けるに際し、専門技術的な観点からの技術的支援を行うことを目的として作成され、公表されたものである。

14 放射性物質が原子炉から外部に放出した後において、適切な防護措置を講ずるに当たり、空間放射線量率等測定可能なパラメータに基づいて区分するための判断基準

イ 本件シミュレーションの概要

本件シミュレーションの概要を述べると以下のとおりである（甲第31号証の1及び2）。

本件シミュレーションにおいては、アメリカ合衆国における原子力規制委員会（NRC）やエネルギー省（DOE）において、放射線被ばく及び拡散を評価する際に使用するM A C C S 2（年間の気象パターンや風向きなどのデータから、放射性物質の拡散の傾向をシミュレーションする解析システム）が用いられている。

放射性物質の放出量については、実際に福島第一発電所事故では、福島第一発電所1号炉ないし4号炉から放射性物質が放出したものであるが、4号炉からの放出量は他の原子炉に比べてかなり少なかったことから、1号炉ないし3号炉の3基分の総放出量（あるいは、各原子炉の出力比に応じた放射性物質量）が一定時間継続して放出したものと仮定している。そして、放出放射性物質として⁵⁹Co核種を考慮し、このうちヨウ素¹³¹とセシウム¹³⁷に着目した場合、INES（国際原子力事象評価尺度）ユーザーズマニュアルに基づきセシウム¹³⁷をヨウ素換算した量とヨウ素¹³¹との合計量が77万テラベクレルと仮定されている。本件シミュレーションでは、放出量について、①この77万テラベクレル相当の量が各原子力発電所から放出されたとする条件と、②福島第一発電所の1号炉ないし3号炉の総放出量に福島第一発電所の1号炉ないし3号炉の合計出力に対する各原子力発電所の全原子炉の合計出力の比を乗じた量を各原子力発電所の原子炉施設の総放出量とする条件を用いて、それぞれシミュレーションを行っている（②の放出量によるシミュレーションの場合、九州電力玄海原子力発電所については、4基の原子炉全てから放射性物質が放出されたと仮定して、換算されている。）。

放射性物質の放出継続時間については、放出量が最も多かった福島第一

発電所 2 号炉の放出継続時間である 10 時間と仮定することとされた。福島第一発電所の事故においては、長時間のうちに 1 号炉、 3 号炉、 2 号炉の順に放射性物質が放出されたが、放射性物質が長時間にわたり放出されるよりも短時間に一気に放出される方が被ばく量が大きく評価されることに鑑み、放出量が最も多かった 2 号炉の放出継続時間が設定されたものである。

放射性物質が放出される高さについては、地表面近傍の濃度が大きくなることから、原子炉施設近傍の被ばく量が多く評価される 0 メートル（地上放出）と仮定された。その際には、排気筒等を介して放射性物質が多方に向へ拡散し、濃度が薄まることは前提とされていない。

被ばく推定値については、外部被ばく及び内部被ばく（飲食による被ばくを除く。吸入被ばくによるものが主なものである。）のいずれの被ばく態様も考慮されている。

また、気象条件に応じた拡散状況の予測に関しては、昭和 57 年 1 月の原子力安全委員会決定「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（乙第 25 号証）が参考にされた。同気象指針は、発電用原子炉施設の平常運転時及び想定事故（重大事故及び仮想事故）時における線量評価に際し、大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び大気拡散の解析方法を定めたものである。同気象指針では、累積出現頻度が 97 パーセントとなる値を相対濃度（放出源における単位放出率当たりの風下濃度）として試算に活用することとしている（同号証・1 ページ「I. 目的」及び 8 ページ）。すなわち、端的に言えば、風下において、ある濃度をもった放射性物質が拡散する状態について、100 通りのパターンのうち、最も遠い地点を 100 （パーセント）とした場合、3 番目のもの（100 - 97 （パーセント））をもって指標とするというものである。本件シミュレーションは、各原子力発

電所において観測された過去の1年間（365日）における1時間ごとの実気象データ（大気安定度、風向、風速、降雨量）をすべて用いて、大気拡散、被ばく解析を行い、風向（風下16方位）別、距離別の10時間の急性外部被ばく赤色骨髄線量（IAEAは、急性外部被ばくによって、赤色骨髄線量が10時間以内で1グレイとなる線量が予想される場合には、放射性物質が放出される前に緊急の防護措置を執るべきであるとしている。）及び7日間の実効線量（IAEAは、外部被ばく、内部被ばくの合計で実効線量が7日間で100ミリシーベルトになると予想されるときに避難等の防護措置を執るべきであるとしている。）を計算しており、8760時間（365日×24時間）における拡散、被ばく解析結果を方位別、距離別に集計して線量を降順に並び替え、累積出現頻度が97パーセントとなる線量（降順で262番目と263番目（ 8760×0.03 ）の線量の内挿で求めた線量。端的にいふと、100通りのパターンのうち、最も遠い距離のものを100（パーセント）とし、最も遠い距離のものから並べて3番目（100-97（パーセント））の距離のもの。8760通りのパターンであれば、8760を100パーセントとし、8760の3パーセントとなる順番のものとなる。）を求め、得られた方位別の距離対線量の関係から、国際原子力機関（IAEA）の目安線量である10時間の赤色骨髄線量が1グレイとなる距離と7日間の実効線量が100ミリシーベルトとなる距離を計算している。

ウ 本件シミュレーションの限界

本件シミュレーションを原子炉施設一般についての放射性物質の放出と拡散の予測として評価するに当たっては、以下の点に留意する必要がある。まず、初期条件に関する設定がそもそも仮定的であるということである。原子炉事故等による災害により被害を受ける範囲については、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れ

なければならぬが、本件シミュレーションにおいては、飽くまで、福島第一発電所事故における総放出量を前提とし、しかも、各原子力発電所の各原子炉施設の合計出力の比を勘案するシミュレーションにおいては、本件で問題となっている九州電力玄海原子力発電所については、本件各原子炉（本件3号炉及び本件4号炉）のみではなく、1号炉ないし4号炉からの放出も考慮に入れて放射性物質の総放出量を仮定しており、単純な出力比を用いて算出しているにすぎない。このことからも、本件シミュレーションは、本件各原子炉の運転停止命令がされなかつた場合に、起こる可能性がある具体的な事故により放出が予想される放射性物質の量を推定したものではないことは明らかである。

また、本件シミュレーションは、安全側に立った評価を行ったものであり、現実に起こり得る可能性のある事象を予測したものとは異なる。例えば、本件シミュレーションにおいては、地形情報が考慮されておらず、現実には地形による放射性物質の拡散抑制効果が生ずることが想定されるにもかかわらず、このことが計算に入れられていないため、現実に起こり得る可能性のある事象よりも遠距離に放射性物質が拡散する前提で評価が行われている。また、気象条件についても、放出地点の気象条件で方位内均一（ある一方向の風向きを設定した場合、その方向にのみ風が吹き続け、放射性物質はその方向にのみ拡散し続けるとする）と仮定しているため、例えば風向きが逆方向に変化するなどの風向変化に伴う放射性物質の拡散が抑えられることが考慮されていない。放射性物質の放出継続時間についても、福島第一発電所で放射性物質の放出が続いた時間よりも短い10時間と仮定しているため、より短時間で一気に放射性物質が放出されたということとなっており、被ばく量がより多く計算される計算結果となっている。

以上に加え、本件シミュレーションの作成に当たり、解析システムであ

るMACCS 2の適用限界にも留意する必要がある。MACCS 2は、上記のとおり、地形を考慮していない点や気象条件を特定の条件に限定していることから、原子力発電所から15マイル(24.1キロメートル)から20マイル(32.2キロメートル)を超える範囲では不確実さが拡大するとされている(乙第26号証の1及び2)。

2 本件シミュレーションは、原告適格を論ずる上で参考とならないこと

(1) 本件シミュレーションの趣旨・目的からの不相当性

前記1(2)(25ページ以下)のとおり、本件シミュレーションは、飽くまで、都道府県防災会議が原子力災害対策特別措置法、防災基本計画等の改定が行われたことに伴い、地域防災計画を見直して、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を決定するための参考とする目的として作成され、公表されたものである。ここで地域防災計画の見直しは、原子力災害を未然に防止し、原子力災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること(災害対策基本法2条参照)の一つとして位置づけられ、具体的には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等を実施しようとするものである。予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)を設けることも、このような防災計画の一つとして位置づけられるものであり、飽くまで住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うべき範囲を定めるものであって、原子炉施設において災害が起きた場合に、放射性物質による健康被害が生じる範囲を明らかにする目的で設定されるものではない。本件シミュレーションは、このような観点から設けられるべき予防的防護措置を準備する地域(PAZ)及び緊急時防護措置を準備する地域(UPZ)について、都道府県に

対し、専門技術的観点からの支援を行うことを目的として、都道府県の参照に資することを意図して作成され、公表されたものである。そもそも、地域防災計画の見直しは、都道府県ごとの地域特性に応じたものである必要があり、各原子炉施設の特性等にも留意する必要があるが、福島第一発電所事故を受け、各都道府県において、早急に地域防災計画の見直しを行うべき必要に迫られたことを踏まえ、放射性物質の拡散に関するシミュレーションの一例として、同事故を前提した本件シミュレーションがされたのである。

このような本件シミュレーション作成の趣旨・目的に照らせば、これが、地域防災計画の見直しという観点を離れて、放射性物質による健康影響が生じ得る範囲を明らかにするものであり、原告適格を論ずる上で参考となるものであるということはできない。

(2) 本件シミュレーションの内容からの不相当性

また、前記1(2)(25ページ以下)のとおり、本件シミュレーションにおける初期条件は、福島第一発電所事故に基づいて設定された仮定のものであり、放射性物質の放出量等にしても、原子炉ごとの立地や施設の性質等の相違が捨象されているものであり、個別の原子炉施設において放射性物質の放出事象が生じた場合の想定としては、放射性物質の拡散状況や健康被害が及ぶ範囲に係る精度や信頼性に限界がある。

現に、本件シミュレーションは、初期条件や風向き等を安全側に立って設定しており、その設定の仕方によって解析結果が大きく左右される上、本件シミュレーションを行うに当たり解析評価コードとして準拠したM A C C S 2は、15マイル(24.1キロメートル)から20マイル(32.2キロメートル)を超える範囲では不確実さが拡大するという適用限界があるから、本件シミュレーションにおいても、少なくとも上記距離を超える範囲の放射性物質の拡散状況に関しては、その精度に疑問が残るのである。

原子炉施設において原子炉事故が発生した場合に想定される災害の程度、

範囲については、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れなければならず、そのような諸条件を捨象した本件シミュレーションによって、原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく使用停止命令が発令されない場合に、本件各原子炉に発生する可能性がある重大な事故に起因して放出される放射性物質により健康影響が及ぶ範囲が明らかにされているといえない。

以上によれば、本件シミュレーションは、その内容においても、本件義務付けの訴えの原告適格を論じる上で参考となるものということはできない。

(3) まとめ

以上より、本件シミュレーションは、本件義務付けの訴えの原告適格を論ずる上で参考とならない。

第4 本件資料は、原告適格を論ずる上で参考とならないこと

1 本件資料の作成経緯・目的

(1) 本件資料は、平成23年3月25日付で近藤委員長が作成した文書であり、福島第一発電所事故を受け、飽くまでも政府の危機管理に万全を期すという観点から、同事故から「万々が一」生じるような、現実にはその発生が想定し難い最悪の事態を仮定し、その事態で新たに想定される事象とその防止策や、土壤汚染に伴う強制移転の範囲等を記載したものである。

(2) 本件資料が作成された経緯及び目的は、以下のとおりである。

本件資料は、福島第一発電所事故を受け、菅直人内閣総理大臣（当時）が細野豪志内閣総理大臣補佐官（当時）と協議する中で、「本当の最悪のシナリオ」とは何かということを政府として検討すべきであるということになり、福島第一発電所においては事態が原子炉への注水等によって改善に向かっており、これが更に深刻に悪化する可能性は現実的には極めて低い状況にあつたが、政府の危機管理の在り方として、現実に起こり得る事態かどうかにか

かわらず、最悪の事態を念頭において対応策を検討するために、「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定して、当該事態に至るプロセスを解析し、「万々が一」にそのような最悪の事態が生じた場合であっても万全の対策を講ずることなどを目的として、同内閣総理大臣の指示に基づき、近藤委員長が作成したものである（乙第27号証）。

2 本件資料の概要

(1) 本件資料では、前記1（32ページ以下）の目的に沿って、以下のとおり、福島第一発電所事故における新たな事象の発生を仮定している。

すなわち、本件資料では、最悪の事態として、福島第一発電所事故において、作業員が事故の発生した原子炉や使用済燃料プールへ接近することができない状況に陥り、注水がおよそ不可能となって原子炉及び使用済燃料プールの冷却ができなくなり、1号機ないし4号機からの放射性物質の外部放出事故が連鎖的に発生するという最悪のシナリオを設定している。具体的には、まず、①既に原子炉建屋上部で水素爆発と思われる爆発が発生していた1号機の原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内において、新たに水素爆発が発生して放射性物質が放出され、1号機への注水が不能となり、圧力や温度の上昇によって原子炉格納容器が破損するに至り、原子炉圧力容器外に移行した放射性物質が更に放出され、②放射線量の上昇によって1号機ないし4号機の各原子炉等の冷却作業に当たるべき作業員が総退避を余儀なくされる事態を仮定した。その上で、この場合に、人的対応が不能となることを前提に、③2号機及び3号機においても、原子炉への注水・冷却が不能となるとともに、④4号機の上層階にある使用済燃料プールへの注水も不能となって、同プール内の燃料（平成23年3月当時、4号機は定期検査が実施されており、使用済燃料1331体及び未使用燃料204体が保管されていた。）が水位低下により露出し、核燃料と被覆管のギャップ（隙間）に内包された希ガス等の放射性物質（ギャップ放射能）の放出が始まり、また、冷却不足によって燃

料の破損、溶解が生じ、溶融した燃料とプール底面のコンクリートとの相互作用(溶融燃料コンクリート相互作用 (MFC I))によってコンクリートが浸食されて床コンクリートが抜け落ち、溶融燃料、溶融被覆管及びコンクリート等の混合体(コリウム)が下層階に落下し、放射性物質が外部に放出され、さらに、⑤2号機及び3号機の各原子炉格納容器も破損して、原子炉圧力容器外に移行した放射性物質が放出され、⑥1号機ないし3号機の各使用済燃料プール内においても、上記④と同様の事態が生じて放射性物質が外部に放出される、という事象の連鎖の発生を想定したものである。

(2) 本件資料は、前記(1)の①ないし⑥の事象の連鎖のうち、1号機の原子炉における新たな水素爆発に伴って放射性物質の追加放出が発生し、2号機及び3号機の各原子炉格納容器破損に伴う放射性物質の追加放出がこれに続発する場合であっても、線量評価結果(同号証・11ページ)に照らすと、避難区域の範囲は、本件資料の作成当時の範囲である福島第一発電所から20キロメートルを変更する必要性はないとしている。

また、上記事象に続いて4号機の使用済燃料プールにおける燃料破損及びこれに続く融解燃料コンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まった場合には、その発生が本格化する14日後(使用済燃料プールの水位が燃料下端に到達するまでの日数を14日間と仮定したものである(同号証・9ページ*3参照))までに、7日間の線量(同号証・11ページ)から判断して屋内退避区域とされることになる福島第一発電所からの距離が50キロメートルまでの範囲では、速やかな退避が行われるべきであるとし、同70キロメートルまでの範囲では、とりあえず屋内退避を求めることになり、同110キロメートルまでの範囲では、ある程度の範囲に土壤汚染レベルが高いことから移転を求めるべき地域が生じ、同200キロメートルまでの範囲において、年間線量が自然放射線量を大幅に超えることを理由に移転を希望する者(以下「任意移転者」という。)にはこれを容認すべき地域が

生ずるとしている。

さらに、1号機ないし3号機の各使用済燃料プールにおいても、燃料の破損及びこれに続く溶解燃料コンクリート相互作用が生じて多量の放射性物質の放出が始まった場合には、強制移転を求めるべき地域が福島第一発電所から170キロメートル以遠にも生ずる可能性があり、また、任意移転希望者に任意移転を容認すべき地域が250キロメートル以遠にも生ずる可能性があるとしている（以上につき、同号証・最終ページ）。

3 本件資料は、原告適格を論ずる上で参考とならないこと

(1) もんじゅ最高裁判決が指摘する「重大な原子炉事故」の意義について

被告第1準備書面第1の3(2)(9ないし11ページ)でも述べたとおり、もんじゅ最高裁判決は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の解釈により、原子炉の事故等がもたらす災害により「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定される範囲の住民について、原子炉等設置許可処分により自己の法律上保護された利益を侵害されるおそれがある者として、原告適格を認めている。本件訴訟は、原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づき、本件各原子炉の運転停止命令を出すことの義務付けを求める訴訟であるが、同条の適用の前提となる同法43条の3の6第1項4号と、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号とは、その文言に実質的な変更はないから、個別的利益として保護している範囲は基本的に同一であると解するのが自然かつ合理的である。

そして、このような原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲については、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号の規定を根拠として原告適格を認める以上、同規定の合理的解釈から導かれるべきであり、同規定に基づく当該原子炉の基本設計についての安全審査（平常時に当該原子炉から空気中又は水中に排出される放射性

物質の周辺環境、特に人体に対する影響とその評価、当該原子炉の事故防止対策ないし事故対策の審査)が、どの範囲の周辺地域・住民を対象として行われることが予定されているかという観点から検討されるべきである(高橋利文・最高裁判所判例解説[民事篇]平成4年度349, 350ページ参照)。

ところで、もんじゅ最高裁判決は、上記安全審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る「重大な原子炉事故」の内容・程度をどのようなものと考えるべきかについて明示的な判断を示していない。原子炉等の設置許可処分の安全審査に当たっては、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に基づき、当該原子炉の基本設計に係る事項がその審査の対象とされるのであるから、上記安全審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る「重大な原子炉事故」というものの内容・程度も、当該原子炉の基本設計で設定された種類、構造及び規模等を踏まえ、基本設計に係る事項の安全審査に過誤、欠落があった場合に通常起こり得ることが想定される内容・程度の事故を意味するものと考えられる。

原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性や事故時における周辺地域への影響等を、自然的条件、社会的条件及び当該原子炉設置者の技術的能力との関連において、多角的、総合的な見地から検討するものであり、しかも、審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、その審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものである。それゆえに、平成24年改正前原子炉等規制法は、それを各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会等の科学的・専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う処分行政の合理的な判断に委ねているのである(伊方最高裁判決・民集46巻7号1174ページ参照)。そうすると、基本設計に係る事項の安全審査に過誤、欠落があった場合に、当該原子炉において起こり得ることが通常予想される原子炉事故とは、

以上のような各専門分野の学識経験者等の原子炉等に関する専門的、技術的知見を有する者の通念からみて起こり得ると考えられる内容・程度のものをいうと解すべきであって、そのような専門家集団の通念に照らして合理的に判断するのが相当であり、単なる抽象的な可能性があるにすぎない最大規模の事故といったものまでが含まれるとは解し難い。

(2) 本件原子炉に起こり得る「重大な原子炉事故」を考えるに当たり、本件資料が仮定している事象を参考にすべきではないこと

ア 本件資料が想定する連鎖的事象が生ずる可能性は乏しいこと

本件資料は、前記1及び2で述べたとおり、福島第一発電所事故を受け、飽くまでも政府の危機管理に万全を期すという観点から、「相当想定をしにくい」最悪の事態としての連鎖的事象が発生する事故をあえて仮定したものである。そして、その事故の内容をみると、作業員が事故の発生した原子炉等に接近することができず、注水がおよそ不可能となった状況において発生する事故が想定されているものであり、換言すると、福島第一発電所事故に対して何らの対応、対策も執らない場合に発生する事故を想定しているものであるが、本件資料が作成された平成23年3月25日の時点では、福島第一発電所においてすら本件資料が想定するような事象が連鎖的に生ずる可能性は低い状態となっていた（乙第28号証・165ないし241ページ）。

以上のとおり、上記のような事故状況が発生していた福島第一発電所においてすら、本件資料が想定するような連鎖的な事象が生ずる可能性は現実には乏しい状況にあったところ、本件各原子炉施設においても、そこで事故が生じた場合に作業員が何らの対応、対策も執らないということはあり得ないことからすると、本件資料で想定しているような連鎖的事象が生じる可能性は極めて乏しい。

したがって、本件各原子炉に起こり得る「重大な原子炉事故」を考える

に当たり、本件資料（甲第28号証）が仮定している事象は参考にならないというべきである。

イ 本件資料が想定した事象が発生した場合における推定汚染状況と現実に発生した被害状況との間に著しい乖離があること

また、本件資料が想定した事象が発生した場合における推定汚染状況と現実に発生した被害状況との間には著しい乖離がある。

すなわち、本件資料が想定した事象が発生した場合に推定された汚染状況は、福島第一発電所から50キロメートルまでの範囲では、速やかな避難が行われるべきであるとし、その外側の70キロメートルまでの範囲では、とりあえず屋内退避を求め、110キロメートルまでの範囲では、ある程度の範囲に土壤汚染レベルが高いことから移転を求めるべき地域が生じるというものである。しかし、これは、原子力発電所の事故としては我が国で前例のない事故であった福島第一発電所事故において現実に発生した被害状況と比べて著しい乖離がある。

ICRPの2007年勧告（乙第15号証）は、前記第2の3(3)（19ページ）で述べたとおり、事故時などの緊急時被ばく状況において公衆を防護するための参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値を20ミリシーベルトから100ミリシーベルトという数値を提示している。政府は、上記の参考レベルの数値を考慮して、各地の空間放射線量率の調査結果（乙第29号証）等を参考に、福島第一発電所から20キロメートル以遠で、福島第一発電所事故から1年間の推定積算放射線量が20ミリシーベルト以上に達するおそれのある区域（乙第29号証において、1年間の推定積算放射線量が20ミリシーベルト以上と推定されるのは、「20」

と記載された黄色線の内側の範囲である。) を計画的避難区域¹⁵ と設定しており、同区域のうち福島第一発電所から最も遠方となるのは、福島第一発電所から約47キロメートルの地点(福島県相馬郡飯舘村)(乙第30号証)にとどまっている。

以上に照らせば、本件資料がその前提条件として仮定した事態は、1号機の安全審査に過誤、欠落があった場合に、各専門分野の学識経験者等の原子炉等に関する専門的、技術的知見を有する者の通念に照らして起こり得ると考えられる内容・程度の原子炉事故とは明らかに異なるものである。すなわち、本件資料は、そもそも国内で前例のない事故である福島第一発電所事故を前提に、更に新たな事象の発生が加わる「相当想定をしにくい」事態をあえて仮定的に想定したものにほかならず、当該想定に基づいて本件資料が推定する放射線被害の状況も福島第一発電所事故によって現実に生じた放射線被害の状況とは著しい乖離があるものである。

(3) まとめ

以上のとおり、本件資料は、政府の危機管理に万全を期すという観点から、福島第一発電所事故が発生した後の間もない時点において、「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定した上でその対応を検討しておくために作成されたものであって、それが想定する連鎖的事象や放射線による被害の状況は、本件発電所の本件原子炉では発生することがおよそ考え難いものであるから、本件資料は原告適格を論ずる上で参考とならない。

15 計画的避難区域は、原子力災害対策特別措置法20条3項に基づき、平成23年4月22日に警戒区域、特定避難勧奨地点等とともに設定された。平成24年4月1日以後、年間積算線量に応じて、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰宅困難区域に行政区単位で順次再編されている。

第5 本件義務付けの訴えの本案要件及び本案前要件については、原告らが主張立証責任を負うこと

1 本件義務付けの訴えの本案要件については、被告行政庁に主張立証の必要があるとした伊方最高裁判決の射程は及ばないこと

(1) 伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分の取消訴訟における主張、立証について、「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、（中略）被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」と判示した。

(2) 行政事件訴訟にあっては、一般に被告である処分行政庁の所属する国又は公共団体が行政処分が適法であることを主張立証する責任を負うが、それは、行政処分の根拠規定が「○○の場合には●●の処分を行う。」という形式を探り、当該要件事実が存在している場合のみ、当該行政処分が適法となるからである（豊水道祐・最高裁判所判例解説〔民事篇〕昭和42年度159, 160ページ）。これに対し、裁量処分は裁量権の行使を誤っても不当になるにとどまるのが原則であり、違法の問題を生ずるのは裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある例外的な場合に限られるから、このような例外的な場合であること（裁量権の範囲の逸脱、濫用があること）は、原告が主張立証しなければならない（高橋利文・最高裁判所判例解説〔民事篇〕平成4年度424, 425ページ）。そして、上記(1)のとおり、伊方最高裁判決は、原子炉設置許可処分取消訴訟において、処分行政庁の判断に不合理な点があることの

主張立証責任は本来的に原告が負うべきものであることを確認した。

これを使用停止等処分の義務付け訴訟について見ると、被告第2準備書面第9の1及び2（48ないし51ページ）で述べたとおり、使用停止等処分は裁量処分であるから、義務付けの訴えの一義性の要件（本案要件）としては、①発電用原子炉施設の位置、構造又は設備が設置許可基準規則に適合していないと認められること、②原子力規制委員会が使用停止等処分を発令しないことについて裁量権の範囲の逸脱、濫用があることが必要となると解される。

このような義務付けの訴えの本案要件の内容に鑑みると、同要件については、当然に原告が主張立証責任を負うものと解される。

(3) 他方、伊方最高裁判決は、上記(1)のとおり、「被告行政庁の側において、（中略）被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」と判示した。

しかしながら、以下に述べるとおり、伊方最高裁判決の上記判示の射程は、使用停止等処分の義務付け訴訟には及ばないと解される。

ア すなわち、伊方最高裁判決の事案は、原子炉設置許可処分取消訴訟であるから、当然のことながら、処分行政庁は、原子炉設置許可処分を行うに当たり、申請者が行った当該許可の申請について平成24年改正前原子炉等規制法24条1項各号に適合していると判断している。処分行政庁は、当該原子炉の安全審査に関する資料を全て保持し、これに基づいて平成24年改正前原子炉等規制法24条1項各号に適合しているか否かについて第一次判断権行使しているから、処分行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証させることが不合理であるとは必ずしも言い難い。これに対し、そもそも義務付け訴訟は、処分行政庁が

第一次判断権を行使していない状況の下で、処分行政庁が一定の処分をすべきであると認められるか否かが争われる訴訟類型である。使用停止等処分の義務付け訴訟についていえば、上記(2)の①及び②の要件をいずれも満たすことにより、処分行政庁が使用停止等処分をすべきであると認められるか否かが争われる。そして、処分行政庁である原子力規制委員会は、本件各原子炉施設について、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可基準規則に適合するか否かの判断並びに使用停止等処分を発令しないとの判断（以下、上記各判断を併せて「適合性判断等」という。）を含め、何らの判断もしていないのが常態である。この場合に、原子力規制委員会が、既に適合性判断等をしている場合に所持しているはずの適合性判断等を基礎づける資料を全て所持しているとはいえない。そうすると、原子力規制委員会に不能を強いることはできないから、同委員会に対し適合性判断等に不合理な点のないことの主張立証を求めるることはできないというべきであり、これを求めるることは極めて不合理である。

以上によると、使用停止等処分の義務付け訴訟の提起があったからといって、原子力規制委員会に対し主張立証を求めるべきことは全くないのであり、使用停止等処分の義務付け訴訟は、伊方最高裁判決が判示する原子炉設置許可処分取消訴訟の場合とはその前提が異なるのである。

イ なお、伊方最高裁判決は、被告行政庁の側に主張立証の必要があるとした根拠として、「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること」を挙げている。このような証拠の偏在は、伊方最高裁判決において適法性が争われた原子炉設置許可処分の当時（昭和47年11月28日）の状況を踏まえた場合には首肯できるとしても、現時点においては、そのような証拠の偏在は存在しない。

すなわち、伊方最高裁判決で判断の対象とされた原子炉設置許可処分は、昭和47年11月28日にされたものであり、同設置許可処分の申請書や

審査書は原子力月報等の文献等で公表されていたが、インターネット技術が存在する時代ではなかったので、同訴訟の原告らが申請書等にアクセスするのは現在ほど容易ではなかった。また、その当時の安全審査に関する議事録は、その当時の慣行上、数枚程度の簡潔なもので逐語的なものではなかった。

これに対して、現在においては、本件各原子炉施設を例に取れば、九州電力は、平成27年7月12日に設置変更許可申請を行っているが、その申請書類を同社のホームページにおいて公開している（なお、それ以前に九州電力において実施した耐震バックチェックの結果やストレステストの結果についても同様である。）。また、原子力規制委員会は、意思決定のプロセスを含め規制に関わる情報の開示を徹底することを活動原則とし、設置変更許可申請等に対する判断で用いる資料（申請書や補正書）以外についても広く情報公開している。具体的には、本件各原子炉施設を含む各原子炉施設に係る審査会合の議事録や審査会合で事業者が説明に用いた資料等、審査の過程で参照された資料やその詳細な検討内容も含め、原則として全てホームページにおいて情報公開している（ただし、核物質防護や営業秘密など、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条各号に定める不開示情報を除く。）。

そうすると、伊方最高裁判決が前提とした証拠の偏在はもはや存在しないというべきである。

(4) 以上に述べたとおり、使用停止等処分の義務付け訴訟の本案要件については、本来的に原告らが主張立証責任を負うのであり、しかも、被告行政庁の側で被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張立証の必要があるとした伊方最高裁判決の射程は及ばず、被告行政庁の側で主張立証する必要があるということもできない。

2 本件義務付け訴訟の本案前要件である行訴法37条の2第1項の「重大な損

害が生ずるおそれ」については、原告らが主張立証責任を負うこと

本件義務付け訴訟における本案前要件である「重大な損害が生ずるおそれ」があることは、訴訟要件であるから、当該要件を基礎付ける事情については、原告らがその主張立証責任を負う（被告第1準備書面第1の2(1)エ・8ページ）。

これに対し、原告らは、「重大な損害が生ずるおそれ」についても、伊方最高裁判決の規範が当てはまり、被告において、本件各原子炉施設が設置許可基準規則や技術基準規則に定める安全上の基準を満たしており、危険性が推認されないため、「重大な損害が生ずるおそれ」が存在しないことを主張立証すべきである旨主張する（原告ら準備書面(1) 1(2)・3, 4ページ）。

しかしながら、伊方最高裁判決と本件義務付け訴訟が前提を異にしており、伊方最高裁判決の射程が本件義務付け訴訟に及ぶものではないことは、前記1のとおりであるし、伊方最高裁判決が判示したところは、原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理・判断の方法と、同取消訴訟における主張立証責任についてであって、義務付け訴訟における本案前要件たる「重大な損害が生ずるおそれ」については、何ら判示していない。

したがって、原告の上記主張は理由がなく、本案前要件である行訴法37条の2第1項の「重大な損害が生ずるおそれ」があることの主張立証責任は、原告らが負う。

第6 結語

以上のとおり、原告ら準備書面(1)及び同(2)における本件義務付けの訴えの原告適格に関する主張並びに本案要件及び本案前要件に係る立証責任についての主張は、いずれも理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 佐賀地方裁判所平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ ほか383名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
九州電力	九州電力株式会社	第1準備書面	4	
本件3号炉	玄海原子力発電所3号炉	第1準備書面	4	
本件4号炉	玄海原子力発電所4号炉	第1準備書面	4	
本件各号炉	本件3号炉及び4号炉	第1準備書面	4	
本件各原子炉 施設	本件各原子炉とその附属施設	第1準備書面	4	
設置許可基準 規則	実用発電所用原子炉及び附属施設 の位置、構造及び施設の基準に関する規則	第1準備書面	4	
原子炉等規制 法	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律	第1準備書面	4	第2準備書面 で略称 を変更
行訴法	行政事件訴訟法	第1準備書面	4	
訴訟要件③①	救済の必要性について、一定の処 分がされないことによる重大な損 害を生ずるおそれがあること	第1準備書面	5	
訴訟要件④	原告が、行政庁が一定の処分をす べき旨を命ずることを求めるにつ	第1準備書面	5	

	き、法律上の利益、すなわち原告 適格を有する者であること			
もんじゅ最高 裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第 三小法廷判決・民集46巻6号5 71ページ	第1準備書面	10	
平成24年改 正前原子炉等 規制法	平成24年法律第47号による改 正前の原子炉等規制法	第1準備書面	10	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備書面	13	
PWR	加圧水型軽水炉（PWR）	第1準備書面	16	
福島第一発電 所事故	東京電力株式会社福島第一原子力 発電所における原子炉事故	第1準備書面	19	
設置法	原子力規制委員会設置法（平成2 4年6月27日法律第47号）	第1準備書面	19	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施 設の技術基準に関する規則	第1準備書面	20	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規 則等	第1準備書面	20	
設置変更許可 申請等	設置変更許可及び工事計画認可の 各申請	第1準備書面	27	
改正原子炉等 規制法	平成24年法律第47号による改 正後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉 等規制法と改正原子炉等規制法を 特段区別しない場合には、単に「原 子炉等規制法」という。	第2準備書面	5	第1準 備書面 から略 称を変 更

福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第2準備書面	6	
汚染水	福島第一発電所建屋内等で生じた放射能を有する水	第2準備書面	6	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	第2準備書面	16	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第2準備書面	17	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第2準備書面	29	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を併せて	第2準備書面	30	
4号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号で定められた) 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること	第2準備書面	30 及び 31	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)	第2準備書面	31	
2号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号で定められた)	第2準備書面	32	

	その者に発電用原子炉を設置する ために必要な技術的能力があるこ と			
3号要件	(改正原子炉等規制法43条の3 の6第1項3号で定められた) その者に重大事故(発電用原子炉 の炉心の著しい損傷その他の原子 力規制委員会規則で定める重大な 事故をいう。第43条の3の22 第1項(中略)において同じ。) の発生及び拡大の防止に必要な措 置を実施するために必要な技術的 能力その他の発電用原子炉の運転 を適確に遂行するに足りる技術的 能力があること	第2準備書面	32	
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用す る核燃料物質	第2準備書面	35	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律等に基づく 原子力規制委員会の処分に関する 審査基準等	第2準備書面	39	
安全審査指針 類	旧原子力安全委員会(その前身と しての原子力委員会を含む。なお, 平成24年9月19日の原子力規 制委員会発足に伴い、原子力安全 委員会は廃止され、その所掌事務	第2準備書面	40	

	のうち必要な部分は原子力規制委員会に引き継がれている。) が策定してきた各指針			
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷	第3準備書面	4	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第3準備書面	5	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第3準備書面	5	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第3準備書面	5	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止	第3準備書面	5	

	するための安全確保対策			
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第3準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第3準備書面	6	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）	第3準備書面	6	
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）	第3準備書面	6	
原告ら準備書面(1)	原告らの平成26年9月10日付け準備書面(1)	第5準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成26年12月26日付け準備書面(2)	第5準備書面	5	
I C R P	国際放射線防護委員会	第5準備書面	5	
1990年勧告	I C R Pの1990年勧告	第5準備書面	5	
本件シミュレーション	平成24年10月24日付けで原子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物	第5準備書面	6	

	質拡散シミュレーション			
近藤委員長	平成23年3月25日当時の内閣府原子力委員会委員長である近藤駿介	第5準備書面	6	
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した平成23年3月25日付け「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題する資料（甲第28号証）	第5準備書面	6	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	第5準備書面	6	
2007年勧告	I C R P の 2007 年勧告	第5準備書面	10	
平成24年防災基本計画	中央防災会議が平成24年9月に、福島第一発電所事故を踏まえて見直しを行った防災基本計画（乙第22号証）	第5準備書面	22	
原子力災害対策重点区域	原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第5準備書面	23	

任意移転者	年間線量が自然放射線量を大幅に超えることを理由に移転を希望する者	第5準備書面	34	
適合性判断等	原子力規制委員会が本件各原子炉施設について行う、原告らの主張する事項及び内容が設置許可基準規則に適合するか否かの判断並びに使用停止等処分の発令についての判断	第5準備書面	42	